

保護者 各位

大田区こども家庭部 保育サービス課長

感染症にかかったときの登園について（お願い）

子ども達が長時間、集団生活する保育園では、一人ひとりの子どもの健康管理が大切です。この季節は、集団でかかりやすい感染症が流行する時期です。保育園での感染拡大防止のために、『お父さんお母さんのてびき』に従い、登園にあたっては、下記のことにご理解とご協力をお願いします。

記

【インフルエンザに罹患した場合】

1 登園めやす期間

「発症後最低 5 日間かつ解熱した後 3 日を経過するまで」は、保育園をお休みしてください。

2 起算日について

発症（発熱）後の起算は、発症（発熱）当日を 0 日目、解熱後の起算は、解熱後翌日を 1 日目」として取り扱います。

<例>

	11/3	11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
症状	↑ 発熱			↑ 解熱	平熱	平熱	平熱	
発症後	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目		
解熱後					1 日	2 日	3 日	
保育園	休み	→	→	→	→	→	→	登園可

3 注意事項

- ① 抗インフルエンザ薬を服用した場合解熱は早いですが、ウイルスの排泄は続きます。登園めやす期間を守りましょう。
- ② 咳が続いている間は、マスクを着用させましょう。
- ③ 送迎をなさる保護者に罹患の疑いがある場合は、送迎を控えてくださるようお願いいたします。やむをえない事情で送迎を行う場合は、必ずマスクを着用し園長の指示に従ってください。

【おう吐・下痢の症状があるとき】

1 登園めやす期間

「おう吐・下痢の症状がなく、普段どおりの食事が食べられること」となっています。受診し、診断名がわかったときは、保育園にお知らせください。

2 次の状態のときは登園を控えましょう

- ① いつもの食事（形態・量）を食べていない。
- ② 普段どおりの便がでていない。
- ③ 腹痛を訴える、機嫌がわるい、元気がないなどの様子がみられる。
- ④ 吐き気止めを使って 6 時間経過していない。
- ⑤ 下痢止めを服用している。